

## 平成27年 4月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成27年 4月17日〔金曜日〕 15時00分 開会

2. 開催場所 市役所3階議会棟 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
委員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	橋口 好文
//	3 番	瀬川 寅夫
//	5 番	石寺 政和
//	6 番	岩本 延男
//	7 番	浦口 幸夫
//	9 番	日高 仙三
//	10 番	中村 正幸
//	11 番	河本アツミ
//	12 番	南 重徳
//	13 番	古田 洋美
//	14 番	白河 澄雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 非農地証明願いについて  
議案第3号 あっせんについて  
議案第4号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について  
議案第5号 荒廃農地の非農地の判断について



○事務局

本日は、ご苦労さまです。

それでは、会長にあいさつをいただき、引き続き定例会の議事進行お願いいいたします。

○会長

皆さんお疲れさまです。

本日は、27年度初の定例総会ということで、集まつていただきました。

また、3月末には就職をする人、転勤する人、また進学のために島を後にする人、4月に入って転入してくる人、またそれに伴いまして、見送る人たち、出迎かれる人たちで港もいつになく活気に満ちておりました。

また混雑をしておりましたけれども、ようやく平常に戻りつつあるのかなと思うところです。

天候の方も、4月に入って何かやけに、暑く寝苦しいような日が続いたかと思うと、今度一転して現在、非常に寒いところで体もついていくのに無理な状態ですけれども、農家では、ようやくきびの収穫作業、また、田植えの方も一段落をしてちょっとゆっくりかな、といったところかと思います。

これから青果用甘藷、または、でん粉原料用甘藷の植えつけ作業と、息をつく間もなく働いていくのかなと、いうところですけれども、本日は、昨年から中間管理事業が始まりまして、地域営農の活性化や規模拡大に向けた取り組みが課題となるなか、委員の皆様の協力をこれからも、よろしくお願いいいたします。

また、この地域営農の活性化と規模拡大ということが目標になっていくかと思いますけれども、この取り組みについても、農業委員の皆さんの協力が不可欠かと思いますので、よろしくお願いいいたします。

また本日は、皆さんご覧のように、案件も非常に多いようですので、皆さんの協力をよろしくお願いいいたします。

○議長

それでは、これから4月の定例総会を開催いたします。

初めに、日程第1、西之表市農業委員会会議規定第10条に規定する議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員には11番河本委員と、12番南委員を指名します。

以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。まず始めに資料の訂正をお願いいたします。資料の3ページの6番ですが、総会前に申請人より取下げの申し出がありましたので、削除をお願いいたします。

それでは、資料は1ページです。今月は所有権移転4件、賃借権設定4件、合計8件の申請がありました。

1番です。中割十六番地区です。台帳現況地目が畠の1筆で、面積2, 616平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

2番です。中割万波地区です。台帳現況地目が畠の2筆で、合計面積3, 156平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

1番と2番の借人は同じで、許可後の経営面積が5, 772平米となり、下限面積の50アールを超えます。

2ページをお開き下さい。

3番です。現和上之町地区です。台帳現況地目が畠の1筆で、面積1, 279平米を贈与により所有権移転するものです。

4番です。安納大平地区です。台帳現況地目が畠の1筆で、面積2, 155平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

5番です。現和西俣地区です。台帳地目田・原野、現況地目が畠の4筆で、合計面積5, 770平米を贈与により親から子へ所有権移転するものです。

譲受人の許可後の経営面積が5, 770平米となり、下限面積の50アールを超えます。

3ページをお開き下さい。

6番は取下げのため削除です。

7番です。伊関沖ヶ浜田地区です。台帳現況地目が畠の1筆で、面積3, 738平米を贈与により所有権移転するものです。

4番と7番の受人は同じで、許可後の経営面積が5, 893平米となり、下限面積の50アールを超えます。

8番です。国上奥地区です。台帳現況地目が畠の3筆で、合計面積3, 471平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

以上、本件1番から8番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

## ○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局の方より報告がありましたが、6番については、取り下げということですので、それ以外について、担当委員の報告をお願いします。

## ○6番委員

はい、6番です。整理番号1番と2番について説明をいたします。

15日に、譲受人立会いのもと、現地調査をいたしました。譲渡人とは電話で確認をとっております。整理番号1は、安城字川俣の畑一筆で面積2616平方メートルでここは夏野菜を作付けすることでした。

整理番号2は、安城字中割の畑2筆で、3, 156m<sup>2</sup>、これは一枚の畑になっております。作付けをするということでした。

譲受人は、今年3月に、営農大学を卒業しまして、現在は中割の市営住宅に住んでおります。小さな子供を含む4人の家族です。機械の方は、テーラーを六月ごろに、購入するということでした。その他の必要な機械は、近くに住んでおります、以前、新規に就農をした方がおりますが、その方のを借りるということです。そして、その方と有機野菜の生産販売も手がけていきたいという話でした。

あとは、申請の通り間違いございませんでした。

## ○7番委員

7番です、番号3につきまして報告いたします。

現和上之町の畑で、一筆を譲与の申請です。譲渡人と譲受人は、従弟の間柄です。

以上です。

## ○9番委員

はい、9番です。番号4につきまして、調査の説明をいたします。

4月の15日の日に譲渡人に確認をして、現地では譲受人の息子さんの方に、一緒に立ち会って確認をいたしました。場所は安納小学校の近くでありまして、畠かん整備済みの農地です。パッションフルーツのハウスを建てて、栽培をしておりました。

双方確認いたしました。間違いございませんでした。

## ○10番委員

10番です。番号5について説明いたします。

親から子への贈与です。譲受人の方は、ちょっと都合が悪いということで、電話で確認をとりました。譲渡人の方と一緒に現地に行って、立会いをしてもらって確認しています。安納芋を作付けしたいということで、親子3人でやりたいということでした。

申請どおり間違いなことを確認いたしました。以上です。

## ○13番委員

13番です。整理番号7について説明いたします。

4月の14日の日、譲渡人立会いのもと、現地調査を行いました。

これは譲受人と譲渡人は義理の兄弟でありまして、譲渡人の方が高齢のため、手に負えないということで、譲受人の方に譲りたいということです。

譲受人の方は、パッションフルーツ、安納芋等の販売も手がけております。

現在、息子さんが、譲受人の方に、帰ってきておりまして、親子で一緒に、経営をす

るということで、農業機械は一切そろっております。

この圃場につきましては、現在、綠肥となる燕麦を作つて、耕しておりますけれども、この後、安納芋を作付するということでございました。

譲受人の方は、ちょっと。都合悪いということで電話で確認いたしましたけども、確認した結果、農地法第3条の規定に何の問題ないことを認めましたので、皆様方の審議をよろしくお願ひします

○委員14番

14番です。No.8について説明します。

譲渡人は、去年まではサトウキビを夫婦で作っていましたが、病気療養中のために、もうほとんど仕事ができないということで、譲受人の方に畠を貸すようにしたところでございます。

そして、譲受人は元、郵便局に勤めておりまして、すごく営農に張り切っているところでございます。双方確認した結果、何ら問題ないと思います。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、議案第1号について事務局並びに担当委員の方から説明がありました。

議案第1号について質疑のある方は挙手でお願いします。

はい、異議なしの声がありました。

○議長

採決をいたします。

議案第1号の1番から5番、7番、8番について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。

○議長

全員の賛成ですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての1番から5番及び7番、8番については、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして議案第2号、「非農地証明願いについて」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料は4ページです。

1番です。榕城上之原町地区です。台帳地目は畠ですが、昭和60年頃から耕作せず、現在雑種地となっています。交付基準2に該当します。

2番です。上西横山地区です。台帳地目は畠ですが、昭和40年頃から耕作せず、現在雑種地となっています。交付基準2に該当します。

3番です。古田村之町地区です。台帳地目は田ですが、昭和20年頃から耕作せず、現在山林となっています。交付基準1の（イ）に該当します。

5ページをお開き下さい。4番と5番は兄弟で隣同士の土地の申請ですので、一括して説明します。

現和上之町地区です。台帳地目は田ですが、昭和43年頃から耕作せず、現在山林となっています。交付基準1の（イ）に該当します。

6番です。安納軍場地区です。台帳地目は畑ですが、平成5年頃から耕作せず、現在原野となっています。交付基準1の（イ）に該当します

以上で説明を終わります。

#### ○議長

はい、ありがとうございました。これについては昨日、現地調査が行われております。調査委員の方、御苦労さまでございました。

それでは、調査委員長の報告をお願いします。

#### ○5番委員

はい、5番です。昨日、合同現地調査を実施いたしました。

事務局より内田さん、平原さん、そして6番委員、担当委員と、一緒に実施いたしました。

4月より、非農地願い、交付基準が改正になっております。交付基準1—2の、2番というのは、住宅などの進入路または、非農業的構造物に利用され、おおむね20年以上を経過した土地とする。

非農業的構造物等とは、倉庫、車庫、駐車場、グランド、資材置き場などをいうと、なっております。

それで、1番ですけど、1番は台帳畑ですけど、30年ぐらい耕作しておりませんで、現在の面積は、スライドにある通り、面積の7割が駐車場で、あと残りが、現在、山林となっております。そういうことで、交付基準の2に該当すると思われます。

2番も1番同様、30年以上耕作しておらず、現在は、倉庫と牛の飼料置場になっております。やはりこれも交付基準の2に該当すると思われます。

3番については、スライドを見てのとおり、60年ぐらい耕作しておらず、現況は、チップ材になるような大きな樹木が茂っており、また、進入路も無いため、復元は不可能な農地で、交付基準1の（イ）に該当すると思われます。

4番、5番については、場所は同じところで、申請人も兄弟でございます。現和下之町の田浦がありまして、それより一段高いところで、これも、30年以上耕作しておりませんので、3番同様に、大きな木が茂っておりまして、復元は難しいんじゃないかなと思われます。したがって、交付基準、1の（イ）に該当すると思われます。

6番については、この物件は、2月の定例総会で、利用集積で不承認になった物件でございます。

面積は226平米となっておりますが、現況は100平米あるかないかで、スライドを見てもらえばわかりますが、下は田になっております。一段高くなっております。農地として利用するにはなかなか危ないような、車もいっぱい、いっぱいで、Uターンできるような土地でございました。そういうことで、交付基準の1の（イ）に該当すると思われます。

以上、1番から6番については、すべて交付基準に適合しておりますので、皆さん方の審議方よろしくお願ひします。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。それでは、担当委員の報告をお願いします。

○2番委員

はい、2番です。番号1番ですが、調査委員長の報告のとおりです。

他にございません。以上です。

○議長

2番は、私の担当ということで、私の方から、これは3年ぐらい前だったかと思いますけれども、私の方に相談がありまして、一回、見て申請をするようにということで言ったんですけども、事務局を調べてみたところ、本人が申請をしなかったということで、今回の申請になりました。今、調査委員長の方から報告のあったとおりです。

間違ひありません。

○6番委員

整理番号3番について、先ほど調査委員長から説明があったとおりであります。

昭和20年頃から耕作していないということですので、そういう状況でございます。

以上です。

○7番委員

番号4と5とある、下の田は通称東裏水田地帯、と言われるところで、そこのちょうど真ん中の山の後の山です。後は、調査委員長の言われるとおりであります。

以上です。

○9番委員

9番です。番号6につきましては、見ての通りでございまして、2月の利用集積において3筆があったわけですが、そのうちの1筆です。調査委員長の報告どおり、間違ひございません。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局、調査委員並びに担当委員の方から説明がありました。これについて質疑のある方は挙手でお願いします。はい、異議なしの声ありました。

○議長

ないようですので、採決をいたします。

議案第2号非農地証明願いについての1番から6番について、非農地と承認することに賛成の方は举手お願いします。はい、ありがとうございました。

○議長

全員の賛成ですので、議案第2号非農地証明願についての1番から6番については、非農地として承認することといたします。

○議長

続きまして、議案第3号「あっせん」についてを議題といたします。事務局の方、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「あっせんについて」を説明いたします。資料は6ページ、7ページです。今月のあっせん申出は「貸したい」の申し出が2件、「売りたい」の申し出が1件の合計3件です。

6ページ上段です。「貸したい」の申し出です。

場所は現和西俣地区の圃場整備済みの田1筆で、面積890平米です。本人は入院中であるため、孫が代理で申請を行っております。1年ぐらい不耕作で、現在少し荒れています。のことです。借賃については標準額で貸したいとのことです。

あっせん委員は10番中村委員と、7番浦口委員にお願いします。

6ページ下段です。「貸したい」の申し出です。

場所は下西上石寺地区の農用地区域外の田5筆で、合計面積2,931平米です。名義人は亡くなっているため、管理者の娘が申請を行っております。2年ほど耕作しておらず、荒れてきているので借手がいれば耕作してほしいとのことです。実面積は18アール～19アールほどです。

あっせん委員は5番石寺委員と、1番小倉委員にお願いします。

続きまして5ページです。「売りたい」の申し出です。

場所は住吉上能野地区の農用地区域外の畠1筆で、合計面積247平米です。現在桃とみかんの木を植えているとのことです。対価については要相談とのことです。

あっせん委員は、1番の小倉委員と3番の瀬川委員にお願いいたします。以上です。

○議長

今月は、「貸したいの」申し出が2件、「売りたい」の申し出が1件ありました。

○議長

何か質問のある方。

ないようですので、それでは、あっせん委員になられた方はよろしくお願ひします。

○議長

続いて議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。取下げの申請が1件あり、総括表の面積等に変更が生じているため、本日委員の皆さんにお配りしている差し替え後の資料をご覧下さい。

それでは、利用権の設定を説明いたします。1-1ページをお開き下さい。

1段目です。期間が平成27年5月1日から平成27年7月31日の3か月間、地目畠、面積8, 400平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者4人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成27年5月1日から平成28年4月30日の1年間、地目田、面積2, 541平米、地目畠、面積15, 741平米、合計面積18, 282平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者3人、受ける者2人です。

3段目です。期間が平成27年5月1日から平成30年4月30日の3年間、地目畠、面積9, 467平米、内更新分4, 898平米、利用権の設定をする者2人、受ける者2人です。

4段目です。期間が平成27年8月1日から平成30年7月31日の3年間、地目畠、面積10, 181平米、内更新分10, 181平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

5段目です。期間が平成27年5月1日から平成32年4月30日の5年間、地目田、面積5, 767平米、地目畠、面積45, 064平米、合計面積50, 831平米、内更新分2, 038平米、利用権の設定をする者9人、受ける者4人です。

6段目です。期間が平成27年8月1日から平成32年7月31日の5年間、地目畠、面積52, 152平米、内更新分52, 152平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

7段目です。期間が平成27年9月1日から平成32年8月31日の5年間、地目畠、面積2, 094平米、内更新分2, 094平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

8段目です。期間が平成27年5月1日から平成33年4月30日の6年間、地目畠、面積4, 519平米、内更新分4, 519平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

9段目です。期間が平成27年5月1日から平成37年4月30日の10年間、地目畠、面積12, 299平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

内訳については1-2ページを、詳細については1-3ページから1-43ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転です。今月は2件の申請でした。2-1ページをお開き下さい。

平成27年4月24日に所有権を移転するものです。田が1筆の816平米、畑が1筆の1,175平米の合計面積1,991平米を所有権移転するものです。所有権を移転する者2人、受ける者2人です。

内訳については2-2ページを、詳細については2-3ページから2-8ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。3-1ページをお開き下さい。

期間が平成27年6月1日から平成37年5月31日の10年間、地目田、面積1,847平米、地目畑、面積40,277m<sup>2</sup>、合計面積42,124m<sup>2</sup>、うち更新分0m<sup>2</sup>、利用権の設定をする者7人、受ける者1人です。

内訳については3-2ページを、詳細については3-3ページから3-9ページをご覧ください。

今回の農地中間管理事業分は、平成27年度において耕作者集積協力金及び経営転換協力金の交付対象となる人が申請を行っております。6月1日の貸付を行うためには、4月に市町村公告を行わなければならないことから、本日提案させていただいております。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

#### ○議長

ただいま、事務局より説明がありました。

初めに、利用権の設定についてでありますが、ただいまの説明によりますと15番については今回取り下げということですので、それ以外について審議をいたします。

なお、これにつきましては、4番、5番、6番及び24番については私が、また19番については、14番委員が利用権の設定を受ける者となっております。

このことについては、農業委員会法第24条の議事参与制限に該当するということで、3分割をして審議を行います。

まず初めに、4番から6番、19番24番以外を審議しますので、順次、担当委員の報告をお願いします。

#### ○2番委員

はい、2番です。整理番号1番について報告いたします。これは更新になっております。現地を確認しましたが、一枚は、さとうきびがそのまま収穫がされずに放置されておりまして、もう一ヵ所は、不耕作です。かやが茂って畑にはできるんですが、ちょっと問題だなと思ったんですけど、本人に連絡しましたら芋を植えるということになりました。利用権を設定する方は荒らしている為、貸したくないのだがということでしたが、一応農業委員会を通してきておりますので、確認して間違いはございませんでした。

2番、3番については、電話連絡いたしまして、双方確認の結果、間違いございませんでした。以上です。

○議長

はい。ありがとうございました。7番、8番、9番、10番、11番、ここが私の担当でしたので、報告をいたします。4月の13日、全圃場10ヵ所を調査いたしましたので報告いたします。

整理番号7番の上の方は、田となっておりますが、これは畑で、現在、ロータリーして甘藷を植えるということで準備がなされておりました。

また、もう一つの方は、キビの方を植えておりましたけれどもちょっとこれも荒れ気味かという感じがありましたけれども、一応ここはちゃんと発芽もしてました。

8番から12番までの8筆については、皆さんも御存じかと思いますけれども、大きな酪農農家ですべての畑に牧草が植えてありました。

すべて借り人立会いのもと調査をいたましたが、貸し人の方は高齢であったり、他所にでていまして、立会い出来ないということで、電話で確認をいたしました。

で、電話で連絡の取れないところは、自宅を訪ねて確認をいたしました。賃借条件賃借料等、申請どおり間違いありませんでした。審議方よろしくお願ひします。

○6番委員

はい6番です。整理番号13番について説明をします。

13日に業者立ち会いのもと、現地調査をいたしました。

申請地は、安城の奥嵐というところなんですが、利用権の設定を受ける方は、榕城岳之田の農業法人です。畑にはもう既に焼酎芋を、今、作付けをしている途中でした。

次いで14番について説明します。14日に現地調査をいたしました。

設定する方と電話で確認をしております。申請地が安城奥嵐の畑6筆の52, 152平米です。これから安納芋を作付けするということでした。

13番、14番、いずれも更新で、申請通りであります。以上です。

○7番委員

はい、7番です。16番について報告いたします。更新ということで、再度5年間ということです。現和上之町の畑で、庄司浦の認定農家の方が、借りております。

以上です。

○議長

次に、17番について報告いたします。

浅川の畑で、2筆の合計3, 416平方メートル、これは新規の契約です。

農業生産法人の方との契約です。

18番は、16番と一緒に庄司浦の認定農家の更新の畑です。

3筆の合計で4, 519平米、以上です。

## ○11番委員

11番です。20番から23番まで説明いたします。

20番は、14日に、借り人と一緒に現地調査をしました。

現地は5筆になってたんですけど畑は4枚で、同じようなところに固まっていて、そこには、安納芋を植え付けるということでした。

21、22番は同じく14日に借り人と一緒に、現地に行って見てきました。

やはりそこの、田んぼには米が植えてありまして、畑には安納芋を植え付けるということでした。

23番はやはり14日に見てきたんですけども、牧草を植えてありました。

貸し人の人には皆それぞれ電話で連絡をして、間違いないということでした。

全部申請通り間違いなかったです。終わります。

## ○議長

はい、ありがとうございました。ここまで件で、質疑のある方は挙手でお願いします。異議なしの声がございました。

## ○議長

それではないようですので採決をいたします。

利用権の設定、1番から3番。7番から14番。16番から18番、20番から23番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。

## ○議長

全員の賛成ですので、利用権の設定、1番から3番、7番から14番、16番から18番、20番から23番については、原案どおり承認し、意見を市長に送付します。

次に、4番から6番及び24番について審議をします。

これにつきましては、私が利用権の設定を受ける者となっているため、議長を職務代理の日笠山委員にお願いし、審議の間退席をいたします。よろしくお願ひします。

## ○職務代理者

それでは、会長にかわりまして、議事を進行いたします。

議案第4号農用地利用集積の利用権の設定、整理番号4番から6番及び24番について審議をします。順次、担当委員の報告をお願いいたします。

## ○2番委員

2番です。番号4・5・6について、報告します。

利用権を設定する方、3人おられます。設定を受ける方は会長さんでございますが、現地確認いたしましたが、今春ソバを作付しております。

それで、もうこの3ヵ所とも、そばを採ったら、また返すんだということでありまして、たった何ヵ月かの利用権にわざわざこの農業委員会に出さなければいけないのかと、会長にも言ったところです。

ある園芸会社は、フリージアも、一冬借りて、ずっと至るところ借りて作ってるわけですが、全然上がってこないですよね。

何ヵ月かの期間ですから上げなくてもいいんじゃないかと思つたりしたんですが、一応上がって来ておりますんで、確認して間違いございませんでしたので、報告に変えさせて頂きます。以上です。

#### ○12番委員

はい、12番です。番号24について、説明いたします。

ただいま、2番委員からありましたとおり、相手が会長、さすがだなと思いました。

わずか数ヵ月です。それを申請しているということです。4月10日に、現地を調査しております。春ソバを植えておりまして、11,500平米の一部3,000平米を借りているということで、わざわざ申請する必要があったのかなと、思うような状況です。なお、双方電話で、これ、確認をとっています。間違いございません。以上です。

#### ○職務代理者

担当委員の方、御苦労様でした。これについて、質疑のある方は、挙手をお願いしたいと思います。

#### ○職務代理者

他に、ございませんか。

#### ○職務代理者

無いようですので、採決をしたいと思います。

利用権の設定、4番から6番及び24番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

#### ○職務代理者

全員の賛成ですので、利用権の設定、4番から6番及び24番につきまして、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

以上で私の役を終わります。会長の入室を許可します。

#### ○議長

次は、「利用権の設定」整理番号19番につきまして審議をいたします。

審議の間、14番委員の退出をお願いします。

それでは、整理番号19番につきまして、担当委員の説明をお願いします

#### ○8番委員

8番です。整理番号19番について説明します。

現地は、国上根志町の、2筆です。

この土地は、貸し人と、借人の自宅のちょうど間にありますて、どっちの家にも隣接しているような、上下二枚の畑でした。4月11日に調査をしております。双方確認しました。間違いございません。皆さんの審議をよろしくお願いします。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。これについて、質問のある方、挙手でお願いします。  
異議なしの声がありました。

○議長

利用権設定19番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、利用権の設定、19番につきましては、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

ここで14番委員の入室を許可します。

○議長

続きまして、「所有権の移転」、整理番号1番2番の審議をいたします。  
順次担当委員の説明をお願いします。

○7番委員

7番です。整理番号1番について報告いたします。

この移転を受ける方の、農業法人の、経営者と移転する者は、従弟の関係で、これを贈与で、所有権を移転することです。1筆、816m<sup>2</sup>、先ほどスライドで、非農地証明が出ておりました下の方の田の場所です。山の真ん中のちょうど下の、真ん中の田です。以上です。

○議長

はい、2番の方をお願いします。8番委員、2番の説明をお願いします。

○8番委員

2番について説明します。譲渡人は、福岡県の住所になっておりますが、お母様が大崎におられまして、この土地は、野木平のちょっと西之表寄りにシカの柵をした基盤整備済みの所があるんですが、その中の一筆であります。

基盤整備までは、前の持ち主のものだったのですが、基盤整備後に借りて作っておられた方が分けてくれということで、購入したということになっております。

それで、今回、申請をして所有権の移転ということになりました。7月14日に双方確認をしております。何の問題もありません。よろしくお願いします。

○議長

これについて質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

○7番委員

議長、あの、整理番号1番の2で、3ページの表とちがっていますが、牧草となっておりますけど、今は、水田となっております。これは、どうしてかというと、これは私の考えですけど、会社の方は、酪農の農家でありまして、牧草を作りたかったのでしょうけど、今、人に貸して田んぼにしております。

○議長

人に貸して、自分の田んぼが無いから、自分がここは田んぼで作ってるということですか。

○7番委員

人が作ってるみたいで、貸したまま、その人も従弟で、貸しているようです。

○2番委員

本人が耕作することが原点ですから、この案件は、問題ですよ。

○7番委員

田を取って、裏作で、牧草をつくるのじゃないかと思います。

○2番委員

その時点で申請したらいいのじゃないですか。現在は、他の人が水田を作ってるわけでしょう。

○7番委員

いや、これは、牧草をつくるのが、二毛作後で、一括して、1回で4月に申請しないと駄目で。

○議長

それでいいのでしょうか。確認をしてもらう必要があるのでは。

○7番委員

米は、二毛作で、牧草については、その後に作付けするようです。

○議長

これは、食用の米ですか。飼料米ですか。

○議長

交付金が別におりるということは、飼料米じゃないですか、その後で、裏作でそれをつくるということでしたら別に問題ないと思いますが、それで、いいですか。

裏作で、畑として、自分が植えるということですね。

○8番委員

裏作で作る場合は、助成金が、誰におりるかですので、この酪農されてる方に助成金が下りるためには、やっぱり、今の時期に申請してないと。

○議長

すでに、申請をしているということですか。していないということですか。

○8番委員

しているということなのでしょう。

○議長

これは、ちょっと確認したほうがいいのでは、どうですか事務局、この辺は。

○事務局

本来であればその本人が耕作をするという条件のもとに許可を行いますので、今現在まだ貸してはいるという状態であれば許可をするということはできません。田の終わった時期に自分が今から耕作するという時点で、申請をしていただくという流れが一番いいと思います。方法としては2つ、1つは今現在、この田としてつくっているところが本当に貸しているのかを再度細かいとこをもう一度確認していただいて、継続審議という形で来月に回す。もう1つは、今回不承認として、秋以降に田が終わった後に再度申請をしていただくかのいずれかです。

○7番委員

これは、贈与で、相手が違うわけですよね。

○議長

結局農地というのは、要するに耕作を目的として、売買になったり、貸し借りがあつたりが発生することですので、来月に向けての継続審議にするか、この収穫が終わってから自分が牧草を植えるという時点で、再度申請を上げるかということになるかと思います。事務局そういう扱いでよいですか。

○事務局

そうですね。

そのような形になるのが一番妥当かと思います。特に、今現在、その田を本人が耕作しているんであれば問題ないんです。昨年の3条申請でいったん申請が上がった後に、本人が耕作しないで人に貸すという前提で担当委員からの報告があったものについては不許可にしたという案件がありますので、それと同様の扱いになってきます。ですから、今現在も、本人が耕作していないのであれば、不許可扱い方ということになります。

○7番委員

本人が耕作していないんじゃなくて、その本人は、牧草が欲しいわけで、米は作ってもらっているという状況です。

○事務局

貸しているのと作業委託というのは、別の扱いになってくるんですけども、その田を貸してしているという状態であれば、その貸している人の収入扱いになりますし、作業委託であれば、その耕作者という自分自身が耕作者で、その作業料を払って、してもらうという形であればそこは問題ないです。完全に貸すという、扱いであれば、そこは、農地法上、基盤強化法の方でも許可はできることになります。

○7番委員

その金銭の受領は無くてもですか。

○事務局

金銭の受領とか、贈与とかっていうところの問題では無いです。

○7番委員

貸し借りで、その合間に作ってもらうということでも、駄目なんですか。

○事務局

その受け手が、自ら耕作するというのが大前提になってしまいます。

○2番委員

この案件は、米を収穫した後に、また再度申請していただいて、審議するという形をとったらどうでしょうか。

○議長

その形が、一番望ましいと思います。7番委員それでもう一度再申請をしてもらうよう指導して下さい。

○議長

それでは、1番は、収穫作業は終わってから、再度申請をしてもらうということでよろしいでしょうか。2番の承認については、よろしいですか。はい、ありがとうございます。

○議長

それでは、1番は再度申請をしてもらうことで不承認とし、2番につきましては原案どおり承認をし、意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、「農用地利用集積計画」利用権の設定、農地中間管理事業分、1番から7番につきまして審議をいたします。

これについて質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい。異議なしということで、採決をいたします。

○議長

利用権の設定、農地中間管理事業分、1番から7番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

○議長

はい。ありがとうございました。

全員の賛成ですので、利用権の設定、農地中間管理事業分、1番から7番につきましては、原案どおり承認し、市長へ意見を送付します。

○議長

続きまして、議案第5号、「荒廃農地の非農地判断について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号「荒廃農地の非農地の判断について」です。資料は8ページから11ページです。

今月は59筆、合計面積57,072平米を提案させていただいております。

非農地通知の交付には現況地目を記入しなければならないことから、担当委員の報告では何番から何番まで、現況地目は何であるかをご報告ください。以上です。

○1番委員

1番です。

No. 1から5まで原野です、No. 6が山林、No. 7から、12まで原野でした。

以上です。

○9番委員

9番です。

No. 13から15まで原野です。No. 16から、No. 19まで山林、No. 20が原野、21から25が山林、26が原野、27が山林、28に関しましては今、米を植えておりましたので田です。29に関しては、牧草を植えておりましたので畑です。30が山林、31が雑種地。32、33が山林でした。以上です。

○12番委員

12番です。No. 34から、36が原野ですね。そして37番が原野、一部山林、それから38番から50番まで、すべて原野です。以上です。

○13番委員

13番です。No. 51、52が原野です。53番が山林、54から55までが原野、56、57が山林、58は田んぼで、耕作しております。59が原野です。以上です。

○議長

これについて質疑がある方、挙手でお願いします。

○8番委員

8番です。ちょっと見にくかったりするんで、議案第5号については、第4号の後に付けていただければと思います。

○事務局

了解しました。

○議長

私も常々そう思ってました。これが順番通りになつていれば、いいんですけど、ちょっとめくり方も大変ですので、次回からよろしくお願いします。

○議長

承認する方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。

○議長

全員の賛成ですので、議案第5号については、各委員の報告のとおり、非農地として、また、もしくは畑として所有者に通知いたします。

以上で本日の議案審議は終了しました。